

1 国民精神作興に関する詔書の趣旨貫徹方訓令

〔^{加筆}淬礪〕以テ 聖慮ニ副ヒ奉ラムコトヲ期スヘシ
大正十二年十一月十一日

文部大臣

〔大正十二年十一月〕

案ノ二

大正十二年十一月十一日

参事官

花押 (澤田) (菊池) (水畑)

大臣 花押 (關野)
十一月十五日裁定

次官 (赤司)

専門学務局長 (印) (松浦)

普通学務局長代 (印) (伊藤)

実業学務局長代 (印) (白石)

秘書課長 花押 (関屋)

花押 (印) (澤田)

北海道府長官府県知事
本月十日一般国民ニ対シ 詔書ヲ〔^{抹消}〔^{加筆}〕^換〕〔^{抹消}〔^{加筆}〕^済〕發シ給ヒ以テ国民ノ
精神ヲ振作シ国家興隆ノ基ヲ固クスルノ道ヲ示シ給フ 聖旨優
渥潤ニ感激ニ堪ヘス 聖旨ヲ貫徹スルノ途ハ先ツ教育ヲ振興シ
テ國本ヲ培養スルニ在リ当事者夙夜〔^{抹消}〔^{加筆}〕^{碎礪}〕〔^{淬礪}〕以テ 聖慮ニ
副ヒ奉ラムコトヲ期スヘシ

大正十二年十一月十一日

文部大臣

官報 号外 大正十二年十一月十日(土曜日) 印刷局

詔書

(注記2)
文部省訓令号外
直轄學校長
公立大學長
〔^{抹消}〔^{加筆}〕^{臨時教員養成所管理者}〕
私立高等學校長
〔^{抹消}〔^{加筆}〕<sup>〔^{抹消}〔^{加筆}〕^換〕〔^{抹消}〔^{加筆}〕^済〕發シ給ヒ以テ國民ノ
精神ヲ振作シ國家興隆ノ基ヲ固クスルノ道ヲ示シ給フ 聖旨優
渥潤ニ感激ニ堪ヘス 聖旨ヲ貫徹スルノ途ハ先ツ教育ヲ振興シ
テ國本ヲ培養スルニ在リ職ニ教育ノ任ニ在ル者夙夜〔^{抹消}〔^{加筆}〕^{碎礪}〕〔^{淬礪}〕以テ 聖慮ニ
副ヒ奉ラムコトヲ期スヘシ
大正十二年十一月十日
文部省訓令号外
大正十二年十一月十五日裁定</sup>

(注記1)
大正十二年十一月十日
文部省訓令号外
直轄學校長
公立大學長
〔^{抹消}〔^{加筆}〕<sup>〔^{抹消}〔^{加筆}〕^換〕〔^{抹消}〔^{加筆}〕^済〕發シ給ヒ以テ國民ノ
精神ヲ振作シ國家興隆ノ基ヲ固クスルノ道ヲ示シ給フ 聖旨優
渥潤ニ感激ニ堪ヘス 聖旨ヲ貫徹スルノ途ハ先ツ教育ヲ振興シ
テ國本ヲ培養スルニ在リ職ニ教育ノ任ニ在ル者夙夜〔^{抹消}〔^{加筆}〕^{碎礪}〕〔^{淬礪}〕以テ 聖慮ニ
副ヒ奉ラムコトヲ期スヘシ
大正十二年十一月十日
文部大臣</sup>

シテ常ニ紹述ヲ思ヒシニ俄ニ災変ニ遭ヒテ憂悚交々至レリ

輓近学術益々開ケ人智日ニ進ム然レトモ浮華放縱ノ習漸ク萌シ

軽佻詭激ノ風モ亦生ス今ニ及ヒテ時弊ヲ革メスムハ或ハ前緒ヲ

失墜セムコトヲ恐ル況ヤ今次ノ災禍甚タ大ニシテ文化ノ紹復国

力ノ振興ハ皆国民ノ精神ニ待ツヨヤ是レ実ニ上下協戮振作更張

ノ時ナリ振作更張ノ道ハ他ナシ先帝ノ聖訓ニ恪遵シテ其ノ実効

ヲ挙クルニ在ルノミ宜ク教育ノ淵源ヲ崇ヒテ智徳ノ並進ヲ努メ

綱紀ヲ肅正シ風俗ヲ匡励シ浮華放縱ヲ斥ケテ質実剛健ニ趨キ輕

佻詭激ヲ矯メテ醇厚中正ニ帰シ人倫ヲ明ニシテ親和ヲ致シ公徳

ヲ守リテ秩序ヲ保チ責任ヲ重シ節制ヲ尚ヒ忠孝義勇ノ美ヲ揚ケ

博愛共存ノ誼ヲ篤クシ入リテハ恭儉勤敏業ニ服シ産ヲ治メ出テ

テハ一己ノ利害ニ偏セスシテ力ヲ公益世務ニ竭シ以テ國家ノ興

隆ト民族ノ安榮社会ノ福祉トヲ圖ルヘシ朕ハ臣民ノ協翼ニ頼リ

テ弥々國本ヲ固クシ以テ大業ヲ恢弘セムコトヲ冀フ爾臣民其レ

之ヲ勉メヨ

御名 御璽
攝政名

大正十二年十一月十日

農商務大臣	男爵	田 健治郎
外務大臣	男爵	伊集院彦吉
大蔵大臣		井上準之助
鐵道大臣		平沼騏一郎
司法大臣		通信大臣 犬養 毅

官報 号外 大正十二年十一月十一日（日曜日）印刷局

内閣告諭号外

義ニ帝都ノ復興ニ関スル 聖詔ヲ拝セシニ今又精神振作ノ大詔
ヲ下シテ國家興隆ノ道ヲ示シタマヒ国民ヲシテ其ノ向フ所ヲ知
ラシメタマフ 敘慮深遠誠ニ感激ノ至ニ堪ヘス

謹ミテ案スルニ 明治天皇夙ニ開國進取ノ國是ヲ定メ積弊ヲ一
新シテ庶政ノ釐革ヲ断行シタマヘリ是ニ於テ民心一時ニ作興シ
質美剛健ノ氣風ヲ以テ文化ヲ開發シ國運ノ隆隆タル前古其ノ比
ヲ見ス後教育ニ關スル 勅語ヲ下シテ其ノ大綱ヲ諭シ國体ノ尊
フヘク淵源ノ重スヘキヲ知ラシメタマヘリ日清日露ノ両戦役ニ
偉績ヲ奏セシハ實ニ教育勅語ノ明効ナリ然ルニ國威ノ宣揚セラ
レタルト共ニ國民ノ意漸ク驕り動モスレハ軽佻浮華ニ失セムト
スルモノアリ 先帝更ニ大詔ヲ煥発セラレ勤僉ヲ勸メ荒怠ヲ諫
メタマヘリ然レトモ積年ノ宿弊ハ容易ニ之ヲ改ムルヲ得ス殊ニ
歐洲大戰ノ齋セル経済界ノ變調ニ促サレテ人心放縱ニ流レ節制
ヲ失ヒ国情ト相容レサル外来思潮ト相待チテ思想詭激ニ趨カム
トスルノ風アリ今ニシテ反省自覺以テ中正ニ帰スルニ非スムハ

社会ノ頽敗ハ遂ニ之ヲ済フニ由ナカラムトス今未曾有ノ天災ニ
際シテ此ノ聖詔ヲ拝スルニ至リタル所以ヲ思ヒ恐懼益々深シ
願フニ 聖旨ヲ奉体シテ之カ実行ヲ期シ文物ヲ災後ニ恢復シテ
更ニ国運ノ振張ヲ圖ルニハ其ノ努力從来ニ幾倍スルモノナカル
ヘカラス是レ国民精神ノ振作更張特ニ急切ヲ告クル所以ナリ之
力為ニ先ツ教育ノ振興ヲ圖リ特ニ德育ヲ根柢トシテ重ヲ人格ノ
養成ニ置キ弛緩セル風紀ノ振肅ニ勉メ浮華ヲ去リ輕佻ヲ斥ケ我
邦道徳ノ大本タル忠君愛國ノ思想ヲ基礎トシテ益々協力一致義
勇奉公ノ精神ヲ旺ニシ官民齊シク奢侈ヲ戒メ冗費ヲ節シ生活ノ
安固ヲ図リ經濟上ノ実力ヲ養ヒ進ンテカラ産業ノ進暢ニ尽シ以
テ國家ノ興隆ヲ致ササルヘカラス

今此ノ災厄ノ後ニ於テ人人ノ自覺ヲ促シ現下ノ弊風ヲ一掃シテ
維新当初ノ元氣ニ復シ國民ノ精神ヲシテ愈々剛健ナラシメ相率
キテ文物ノ恢復ト國力ノ振興トニ尽瘁シ以テ 聖慮ニ副ヒ奉ラ
ムコトハ本大臣ノ切望シテ止マサル所ナリ

大正十二年十一月十一日

内閣総理大臣 伯爵山本權兵衛

(注記1)

「11月16日／発送済」

(注記2)

「二」(簿冊内件名番号)

(下札)

〔印種別〕 い／ノ／聯繫／登録追加／件名 訓令 国民精神作
興ニ関スル詔書ノ趣旨貫徹方／番号／結了年月日 十二年十
一、一六／保存年限 ムキ／枚数 4

〔自大正12年11月至昭和21年5月
帝室ニ関スル總記 第1冊〕
〔省(5) 3A, 30-5, 1044 文部〕